

意見書

平成25年2月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうく³にほんばしにんぎょうちょう
東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっばんしゃだんほうじん^{きょうかい}
一般 社団 法人 テレコムサービス 協会

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 24 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 一般社団法人テレコムサービス協会

		意見
2 NTT 東西 等における 規制の遵 守状況等 の検証	(1)第一種指定電気通 信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の 対象に関する検証 (ア)(意見 20)について	<p>検証結果(案)で述べられている「收容局接続機能」ならびに「中継局接続機能」について、どちらも『引き続きアンバンドルの対象とすることが適当』との判断は妥当と考えます。</p> <p>ただし、特に中継局接続機能に関して、検証結果(案)で示されている利用例は、IP 電話サービスの接続が中心に述べられています。もちろん、PSTN の IP 網への移行に伴い、NGN の中継局接続機能を利用した IP 電話サービスの接続は重要性が増すと考えられますが、中継局接続機能がさらにオープン化され、NGN が持つ特有の機能を利用した IP 電話以外のサービスについても利用できるようになることを望みます。</p> <p>たとえば、現在でも NTT 東西の NGN には「フレッツ・キャスト」のような映像配信サービスがあります。IP 電話以外のこのようなサービスについても中継局接続機能が利用できれば、これまで以上に NGN の利活用シーンが広がることも考えられます。さらに、将来的に NGN 上で提供される新たなサービスも含め、今後は中継局接続機能のオープン化が進展していくことを期待します。</p> <p>そのためには、NTT 東西と利用者側とのそれぞれ一方的な要求(「要望のあったものだけ検討する」とか「すべての機能をオープン化すべき」といった対立)ではなく、NGN の新たなサービスや利用イメージに関して、NTT 東西と利用者側との意見交換などが重要と考えます。NTT 東西には、そのような場を広く設けていくこと、さらに利用者側にもサービスの検討ができるように、これまで以上に NTT 東西から情報提供がなされることが重要と考えます。</p>

<p>2 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証</p>	<p>(5) 機能分離の運用状況に関する検証 (ア)(意見 43、49、52)について</p>	<p>検証結果(案)に示されている通り、「機能分離の運用状況」に関する NTT 東西からの報告は公開されており、総務省殿による「厳格な検証」も経ているため、NTT 東西による機能分離の運用は正しく実施されているのでしょう。ただし、以前の「ひかりの道」議論の際には、『公正競争環境を整備することで、多くの事業者によるサービス競争を通じてブロードバンドの利活用の促進を図る』ことを目的としたはずで、そのための手段として、「資本分離」、「構造分離」と併せて検討し、総合的な判断で現在の「機能分離」に決まったと理解しています。</p> <p>この点から考えると、NTT 東西の「機能分離」が正しく運用されているとしても、現状では本来の目的であった『サービス競争を通じたブロードバンドの利活用促進』にはつながっていないと考えます。少なくとも、NTT 東西の NGN 上でのサービス競争などほとんど進展していないのが現状です。</p> <p>平成 22 年 12 月の『「光の道」構想に関する基本方針について』では、機能分離の実施などについて「制度実施後 3 年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う」とされています。しかし、その期限を待たなくても、ブロードバンドの利活用促進に対して、より実効性のある新たな施策の検討が必要であると考えます。</p>
---------------------------------	---	--